

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務
の基準料金指数の設定についての意見及びそれに対する考え方

1 基準料金指数の設定について

意見1 引き続き生産性向上見込率(X値)を消費者物価指数変動率(CPI)と連動させ、設定することは適当。	考え方1
<p>いまだPSTN網の将来的な展望がNTT東西殿より示されない現在の状況においては、加入電話の利用者料金の値上げを抑制させ利用者利益の保護を図ることを目的とし、引き続き生産性向上見込み率(X値)を消費者物価指数変動率と連動させ設定することは適当であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	—
意見2 X値はCPI連動とし、現状の基準料金指数を維持することはやむを得ない。なお、その場合であっても、NTT東西においては費用削減を継続することにより更なる経営効率化を進めるべき。	考え方2
<p>(1) 基準料金指数の設定について</p> <p>プライスカップ(上限価格方式)は、代替サービスのない市場において、支配的事業者の地位を濫用した料金の値上げを抑制し、利用者利益を保護するための規制として、一定の役割を果たしてきたと考えます。</p> <p>「プライスカップの運用に関する考え方について」(2009年4月1日公表)において示されているとおり、X値の算定について、「市場が動的に変化することが想定される中、X値を一意に定めるのが困難」であることを踏まえれば、X値はCPI連動とし、現状の基準料金指数を維持する、とする今回の内容はやむを得ないものと考えます。</p> <p>なお、今回の基準料金指数の設定において、X値をCPI連動として整理した場合であっても、特定電気通信役務の提供にあたり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という)殿は、費用削減への継続的な取り組みを通じて、更なる経営効率化を進めるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>国民生活や経済活動に必要な電気通信サービスの低廉性を今後も確保するため、NTT東西においては、事業経営の効率化を行うことが期待されており、特定電気通信役務の収入が大幅に減少すると見込まれていることにかんがみ、当該収入減に見合った費用の削減を進めることが求められる。</p>
意見3 NTT東西に更なる経営効率化を促すことを前提に、次期の基準料金指数について前期の上限を維持することが適当。	考え方3
<p>プライスカップ制度によって、NTT東・西が提供する加入電話等に係るお客様料金の抑制が図られることは望ましいことであり、NTT東・西に更なる経営効率化を促すことを前提に、次期の基準料金指数について前期の上限を維持することは適当であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	考え方2に同じ。

2 特定電気通信役務の範囲について

<p>意見4 FTTHアクセスサービス及びひかり電話サービスについて、直ちに特定電気通信役務に追加すべき。なお、特定電気通信役務の対象外とした専用役務の料金について引き続き注視していくことが必要。</p>	<p>考え方4</p>
<p>(3) 特定電気通信役務の範囲について</p> <p>NTT東西殿の提供するFTTHアクセスサービス及びひかり電話サービスについては、「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」報告書(平成20年10月24日公表)において、「今後、単に契約数だけでなく、利用者層が広いこと又は契約数の急激な増加トレンドがうかがえる場合には、特定電気通信役務として整理することが適当」と特定電気通信役務への追加の可能性について言及されています。</p> <p>NTT東西殿の提供するFTTHアクセスサービス及びひかり電話サービスについては、NTT東西殿の合計シェアが共に70%超※といった高い水準になっているほか、NTT東西殿以外の事業者による実質的な代替サービスが十分に提供されていないとともに、加入電話からの移行が不可逆的に行われていること等から、直ちにこれらサービスを特定電気通信役務に追加すべきと考えます。</p> <p>なお、平成21年4月1日よりNTT東西殿の専用役務を特定電気通信役務の対象外とする制度改正がなされましたが、専用役務の料金については、スタックテストの対象とする等により引き続き注視していくことが必要と考えます。</p> <p>※電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データ(平成20年度第3四半期(12月末))(平成21年3月25日公表)</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>FTTHアクセスサービス及びひかり電話は、ともに加入電話と比較して契約数に開きがあるものの、利用者の範囲にかんがみ、総務省において、今後単に契約数だけでなく、利用者層が広いこと又は契約数の急激な増加トレンドがうかがえること等をふまえ、特定電気通信役務として整理することについて検討することが適当と考えられる。</p> <p>また、NTT東西の提供する専用役務については、指定電気通信役務に該当するため、「料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するもの」と認められる場合には、保障契約約款の変更を求めるとの、事後的に料金等の適正性を担保する手段が留保されているところであり、加えて、指定電気通信役務損益明細表において、引き続き収支の開示を義務付けることとしている。</p>
<p>意見5 特定電気通信役務の指定の在り方について見直し、携帯電話を特定電気通信役務の対象とすることについて検討すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>2) 契約者が1億件を突破し加入電話と同様にすでに国民生活に欠かせないインフラサービスとなっている携帯電話については、第一種指定電気通信設備に該当していないため「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」と定義されている特定電気通信役務の対象としての検討が未だ行われていません。総務省電気通信事業部会接続政策委員会の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の検討では携帯電話市場の重要性の高まりに対応した第二種指定電気通信設備制度の在り方の検証がすでに開始されているところです。特定電気通信役務の枠組みにおいてもこれと同様に、役務指定の在り方の見直しの検討時期を迎えていると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>携帯通話については、現時点において、競争が進展し、利用者料金の低廉化が進んでおり、市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難であるとは考えられない。</p> <p>したがって、利用者料金に係るルールによらず、市場メカニズムを通じて料金の低廉化を図ることとされているが、今後、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが行われた場合には、総務省において、競争の進展度合い、料金水準を勘案し、改めて利用者料金に係るルールの必要性を検討することが適当である。</p>

3 その他

<p>意見6 X値をCPI連動とするプライスカップが引き続き適用されることにより、接続料が小売料金を上回る事態とならないよう、接続料算定方法を見直す等の措置が必要。</p>	<p>考え方6</p>
<p>(2) PSTNに係る接続料について 今回のように、X値をCPIと連動させた場合、小売料金に対して実質的にプライスカップ規制が適用されることとなります。一方で、PSTNに係る接続料については、PSTNからIP網への移行等により値上げが示唆されているとおり、プライスカップ規制が適用された小売料金との逆転現象を起こす可能性も懸念されるところですが、こうした状況は到底受け入れられるものではありません。 従って、PSTNに係る接続料については更なる低廉化がなされるよう、早急に接続料算定方法を見直す等の措置が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>接続料が上昇し小売料金を上回り、小売料金に対する上昇圧力がかかる局面があることも想定されるが、一定程度の通話料部分の接続料の上昇は、現在の基準料金指数と実際料金指数の乖離によってカバーできる範囲にあると考えられる。 なお、指定電気通信役務の小売料金が、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき」には、約款の変更命令又は業務改善命令(相対取引の場合)の対象となり得る。</p>
<p>しかしながら、その一方で、PSTNに係るドライカップの接続料は上昇傾向にあり、このままでは加入電話の基本料金とドライカップ接続料との逆転現象が想定されます。このことは、ドライカップ電話を提供する競争事業者の競争環境を損ねると共に、そのドライカップ電話の利用者への影響、並びにドライカップと接続しているDSL事業者への影響も含めて看過することは出来ないと考えます。そのような事態が発生しないよう、PSTNに関する接続料についてもその上昇を抑制する方策の検討が早急に必要であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>また、PSTNに係る接続料については、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後トラフィックの減少傾向が続くことが想定されることから、総務省においては、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。</p>
<p>意見7 NTT東西は早期にレガシー系サービスの扱い及びNGN・光サービスへの移行に関する計画等を明らかにし、NGNの在り方、接続料算定の方法等について総合的な見直しを早急に行うべき。</p>	<p>考え方7</p>
<p>ただし、プライスカップ制度は、独占的なサービスにおける利用者利益を保護することを目的として適用されているものであり、その対象サービスである加入電話を、今後どのように維持、もしくはIP電話等に移行させていくのかということは、国民の利便を担保するために最も重要な課題です。 そのため、NTT東・西は早期にレガシー系サービス(音声通話やドライカップ)の扱い及びNGN・光サービスへの移行に関する計画等の情報を明らかにすることが適当です。その上で、公の議論として、レガシー系サービスとNGN・光サービスのコスト動向を見据え、NGNの在り方や接続料算定の方法を含む接続ルールについて総合的な見直しを早急に行い、ネットワークの効率性、ひいては国民的利益を担保する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>ご指摘の見直しを行う場合には、PSTNからIP網への移行の進展状況を踏まえることも必要となるが、そのためには、PSTNからの具体的移行展望等が明らかとなる必要があるため、NTT東西にあっては、平成22年度に公表予定の概括的展望において、必要な情報の積極的な開示を行うことが期待される。 また、ご指摘の例のNGNは、利用者数・サービス内容ともに発展期にあるネットワークであるため、今後のネットワークの急速な発展に応じて、接続料算定の在り方等を適時適切に見直すことが必要である。</p>

<p>意見8 基準料金指数算定の適正化に資する、IP網への移行に伴う施設保全費に係る配賦基準の検証・見直し等、「プライスカップの運用に関する研究会」報告書で指摘された今後の検討課題について、総務省において継続して検討すべき。</p>	<p>考え方8</p>
<p>また、今後の検討課題として以下の2点が必要です。</p> <p>1)「プライスカップの運用に関する研究会報告書(平成21年4月総務省)」の今後の検討課題においても提起されている下記3つの事項の検証は、PSTN網からIP網への移行やNTT東西殿の組織変更等の環境変化に対応した基準料金指数算定の適正化について検討するために極めて重要な要素ですので、総務省殿におかれましては継続してご検討頂けるようお願いいたします。</p> <p>※参照:本意見募集総務省参考資料2「プライスカップの運用に関する研究会報告書 概要」 P.10「プライスカップの運用に関する今後の検討課題」より</p> <p>① 施設保全費に係る配賦基準の検証・見直し 施設保全費のうち直接把握に至っていない費用項目について速やかに把握し、音声伝送役務(バスケット)に係る費用の適正化を実現。</p> <p>② NTT東西の経営効率分析のための費用等データの整備 DEA等の経営効率分析における推計の精緻化のため、各支店毎の各役務に対応する費用、労働力等のデータの正確な捕捉について、取組可能な部位から順次検討を開始。</p> <p>③ 子会社等との取引の透明化の更なる実現 子会社等への業務委託費と当該子会社等における当該業務の実施に要した費用・営業資産の比較・検証について、直接把握により積み上げて算定することを基本とし精緻化することにより、非効率が存在していないか更に検証。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>総務省においては、適切な基準料金指数の設定のためにも、引き続きIP化の進展等の環境変化に対応した配賦基準の見直しを行い、また、NTT東西による子会社等との取引の透明化を推進し、当該業務委託に非効率が存在しないかの検証を行う等が必要である。</p>